

船舶事故等調査報告書

平成22年10月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第55号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年11月12日 09時00分ごろ	
発生場所	宮崎県川南町川南漁港沖防波堤付近 川南港東防波堤灯台から真方位122°340m付近 (概位 北緯32°10.1′ 東経131°33.4′)	
事故等調査の経過	平成22年4月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船船番号、船船所有者等</p> <p>A 押船 第十八^{こうよう}幸洋丸、19トン 291-36693、株式会社幸洋建設工業</p> <p>B 台船 第三^{こうよう}幸洋 長さ55m 幅20m</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ翼曲損 B 船底外板凹損及び擦過傷	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aほか4人が乗り組み、B船を押して川南漁港の沖防波堤付近の捨石の撤去作業を行っていたところ、風と波が強くなったことから作業を中止して帰航しようとする際、平成21年11月12日09時00分ごろ、沖防波堤付近に設置された消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で川南漁港に帰航した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 3</p> <p>海象：波高 約1.5m 潮汐 ほぼ低潮</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は、B船を押して川南漁港内において捨石の撤去作業中、風波が強くなり帰航しようとした際に両船が消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、作業開始後に、波高が中止基準を超えたが、工期が迫っていたので、なんとか作業はできるといった可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、少しでも作業を進めようと考えていたことから、作業を中止する時期が遅れ、帰航する際に風に圧流されたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、風波が強まる状況下、A船が、B船を押して川南漁港内において捨石の撤去作業中、作業を中止する時期が遅れたため、帰航する際に風に圧流され、A船及びB船が消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	

